

B110200

エムシーパートナーズ株式会社

健康管理規程

平成27年12月1日 施行

健康管理規程

(目的)

第1条 この規程は、従業員の心とからだの健康（以下「心身の健康」という）管理に関する必要な事項を定めるものである。

(会社及び従業員等の責務)

第2条 会社は、従業員の心身の健康の保持・増進に配慮し、健康管理活動に積極的に取り組むとともに、各種法令を遵守し、従業員のプライバシーについても十分尊重する。

- (1) 所属員の心身の状況や健康診断の結果等に留意し、労働時間や業務内容・負荷、良好な職場環境の維持、改善に努め、就業上配慮すべき心身の問題が生じた場合は、人事部門等の部署と連携して適切な対応を実施する。
- (2) 産業医は、科学的な判断に基づき専門職として独立の立場で、必要に応じ、従業員、職制等から聞き取り等を行い、従業員の健康を確保するために必要な助言、指導、並びに勧告を行う。

2 従業員は、心身の健康の重要性を認識し、自ら積極的に健康の保持・増進を図るとともに、健康管理に関する会社の指示に従う。

(健康診断等)

第3条 会社は、従業員に対し、法定並びに会社の定める健康診断を実施するほか、必要に応じ臨時の面談及び心身の健康状態調査等を行うこと、又は心身の健康問題に関する会社の指定する医師の受診を命じることがある。

2 従業員は前項の健康診断等を受診しなければならない。

(事後措置等)

第4条 会社は、健康診断又は医師の診断の結果に応じ、適切な事後措置をとる。

2 従業員就業規則第28条第3号、派遣従業員就業規則第3条第1号、嘱託就業規則第28条第3号並びに契約社員就業規則第6条第3号に該当しない場合でも、従業員の心身の健康への配慮、職場の安全確保・秩序維持等、必要があれば直ちに休職を命じことがある。

(関係者との連携)

第5条 会社は心身の健康に関して適切な配慮を行うために、必要に応じ、従業員の理解を得て主治医、家族等の関係者と協力・連携することができる。

(欠勤及び休職開始時の手続き)

第6条 従業員が業務外傷病により欠勤する場合には、原則として前日までにその予定日数及びその事由を会社に届け出なければならない。正当な理由がなくその手続きを怠った場合は、無届欠勤とする。また、病気欠勤が引き続き4日以上にわたる場合は、医師の診断書を会社に提出しなければならない。

(欠勤及び休職中の定期的な報告)

第7条 従業員は、業務外傷病により2週間以上勤務を欠く場合、若しくは休職する場合には、定期的に状況を会社に報告するよう努めるものとする。

2 会社は、欠勤及び休職期間中の健康状態について当該従業員又は家族に問い合わせることができる。

(復職時の手続き等)

- 第8条 休職した従業員が復職を願い出る場合には、「復職願」を作成し、医師の「(復職)診断書」と併せて会社に提出しなければならない。
- 2 この場合、会社は従業員に対し会社の指定する医師の受診を命じるものとする。
 - 3 従業員は、前項の受診に応じるとともに、会社が主治医の意見を聴取しようとする場合には、主治医に対し必要な承諾を行う等、会社に協力しなければならない。
 - 4 復職については、会社がその可否を判断・決定し、当該従業員の回復状態が十分でない場合は、復職を認めないことがある。
 - 5 従業員は、復職後会社が設定する期間、健康の状態、業務の状況、職場の人間関係等について、会社に必要な報告を行なわなければならない。
 - 6 従業員は、復職後も治療が必要な場合は、服薬等について主治医の指示に従い、回復に努めるものとする。
 - 7 会社は、前項の治療が受けられるよう配慮するとともに、必要な治療が継続していることを確認するよう努める。
 - 8 休職に至らず4日以上欠勤した従業員が勤務を開始する場合においても、本条第2項から第7項の規定を準用する。なお、従業員就業規則が適用される従業員で業務外の傷病により積立年休を取得した場合も同様とする。

(就業制限)

- 第9条 会社は、前条の他、復職後の一定期間について、心身の健康に配慮するため、時間外勤務、休日勤務、交替勤務、出張等の禁止若しくは制限を行うことがある。

(療養期間及び常態勤務)

- 第10条 療養期間満了前に回復して出勤した者が、1カ月以上常態勤務を継続しないで、再び同一又は類似の傷病により欠勤を始めたときは、その欠勤開始日より休職とし、休職期間は復職前の期間と通算する。なお、この場合において再度復職する場合の手続きは、第8条を適用する。

付 則

この規程は、平成27年12月1日から施行する。